

総務文教常任委員会

1. 会議に付した事件

- ・第1回臨時会付託案件の審査

1. 開会及び閉会の日時

5月15日 午後 4時16分 開会

5月15日 午後 4時33分 閉会

1. 出席委員（6名）

委員長 雨池弘之

副委員長 今藤久之

委員 嶋村信之

委員 島崎清孝

委員 堺武夫

委員 開田哲弘

1. 欠席委員（なし）

1. 説明のため出席した者の職・氏名

市長 夏野 修

副市長 齊藤 一夫

企画総務
部長 畑 進

企画総務部次長
総務課長 坪田 俊明

企画総務部次長
財政課長 森田 功

税務課長 二俣 仁

教育長 山本 仁史

教育委員会
事務局長 構 富士雄

教育委員会事務局次長
こども課長 横山 昌彦

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長
議事調査課長 村井 一仁

主幹
議事係長 石黒 哲康

主幹
調査係長 林 哲広

1. 会議の経過

午後 4時16分 開会

(第1回臨時会付託案件の審査)

○**雨池委員長** ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託されましたのは、案件2件及び報告1件であります。

これより、議案第28号 砺波市税条例の一部改正について外1件について及び報告第2号 専決処分の承認を求めることについて所管部分を審査いたします。

初めに、補正予算の内容について当局からの説明を受けます。

坪田総務課長。

○**坪田総務課長** それでは、総務課から報告第2号 専決処分第3号 令和2年度砺波市一般会計補正予算（第1号）所管部分につきまして説明させていただきます。

給付金事業につきましては、事業総額が48億7,200万円で、うち給付事業費、つまり給付額でございますが、48億3,000万円、事務費では4,200万円でございます。

事業費は国の全額補助ということで、国庫支出金で賄われることになっております。給付事業費は支給対象者1人につき10万円を給付するものであり、4月27日の住民基本台帳登録者は5月11日現在で4万8,226人ですが、期日をさかのぼって転入手続をされる方などで若干差異が生じることを見込んでいるところでございます。

次に、事務費でございます。

まず、報酬は臨時職員の報酬で3,000万円余、職員手当は職員の超過勤務手当で530万円余、また需用費につきましては事務用消耗品、感染症予防消耗品、申請書関係印刷物などで約300万円余、役務費は申請書往復の書簡あるいは振込通知等の郵便料、それから銀行の振込手数料等で830万円余、また委託料は住民基本台帳と連動した給付システムの構築、運用などで2,060万円余、また使用料、賃借料は事務室の什器、機器等賃借で約130万円を計上させていただきました。

事務費は国から標準額も示されており、その範囲内で予算計上を行っているものでございます。

以上が当課所管の補正予算案でございます。どうぞよろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

○雨池委員長 森田財政課長。

○森田財政課長 私からは、専決処分いたしました補正予算のうち、財政課所管分について御説明いたします。

予備費につきましては、今後の備えとして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策などの措置を実施することに備えて機動的に対応するための予備費を2,000万円追加して補正し、総額で5,000万円とするものでございます。

なお、財源には国庫支出金を充てるものでございます。

私のほうからは以上でございます。よろしく願いいたします。

○雨池委員長 横山こども課長。

○横山こども課長 こども課からは、報告第2号のうち、専決処分第3号の一般会計補正予算所管部分について御説明申し上げます。

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業につきましては、今般の新型コロナウイルス対策の一つとして、子育て世帯を支援するために、児童手当を受給している世帯に対しまして、対象児童1人当たり1万円を臨時特別給付金として支給するものであります。

対象児童数を約6,400名と見込んだ給付金の6,400万円と、システム改修に係る委託費や人件費等の事務費の1,088万円余、7,488万円を計上したところでございます。

なお、財源といたしまして、全額を子育て世帯への臨時特別給付金給付事業補助金及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金で充当するものであります。

次に、児童手当給付金につきましては、例年、6月に実施しております児童手当の現況届の受付に対しまして、新型コロナウイルスの感染拡大防止の点から、これまでの対面方式から郵送方式に変更することといたしまして、そのための郵便料などの事務費38万2,000円を計上するものであります。

次に、保育所費につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症対策として、公立保育所におけます消耗品及び備品などの資機材の購入費として330万4,000円を、保育実施委託運営費につきましては、市内の民間保育所に対しましてのコロナウイルス対策の助成として32万円を、また認定こども園費は、先ほどの保育所費と同様に、公立の認定こども園における資機材等購入費として200万円を、幼稚園費につきましても、保育所費、認定こども園費と同様に、公立幼稚園における資機材購入費の費用につ

いて99万2,000円を計上するものでございまして、全ての費用に対しまして全額を国庫補助金の保育対策総合支援事業費補助金と教育支援体制整備事業費補助金にて充当するものでございます。

こども課からは以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○雨池委員長 以上で説明は終わりましたので、付託案件に対する質疑に入ります。

発言をされる方は挙手の上、委員長の許可を得てお願いいたします。

それでは、発言される方はどうぞ。

堺委員。

○堺委員 専決処分の第6号の職員の特殊勤務手当、附則の第3項の中に、市長が別に定めるものとなっているこれと、それから1行下の市長が別に定めるもの、この2つが書いてあります。それから、4項では、長時間にわたり接して行う事業その他市長が定める云々と。このことについて、1つは、3項の2つについてはどこかと、どういう内容かということと、4項の3つ目の長時間にわたりというのは、時間的な制約はどうなっているのかということをちょっとお答えいただきたいと思います。総務課長にお願いします。

○雨池委員長 坪田総務課長。

○坪田総務課長 第3項に定めます感染のおそれのある区域で市長が別に定めるものにつきましても、市長が定める区域として、市立砺波総合病院の敷地、また患者あるいは患者として疑いがある者を移送する場合の自動車の内部ということにさせていただきたいと考えております。これにつきましては、富山県の規則が交付されておりました、同様の取扱いをさせていただくということでございます。

また、緊急に行われた措置に係る作業であって市長が別に定めるものに従事ということの市長が定める従事ということですが、患者または疑いのある者に接して行う診療及び看護、検体採取、それから検査、患者の移送などというものが具体的なものであると考えておまして、これも富山県と同等の取扱いとします。

なお、個々のケースが出てまいる場合もございますので、その都度、市長が判断することになると思っております。

また、第4項の長時間にわたり接して行う作業、その他市長がこれに準じると認める作業ということでございますが、長時間につきましても、手当の金額が1,000円違ってまいるところでございます。長時間ということで含められるものは、身体に接触す

ると同等の危険度があるとみなされる時間ということで、これがどれだけの時間かということにつきましては、その都度事例を勘案しながら市長が定めていくということで対応させていただきたいというふうに考えております。

同様の考え方につきましては人事院の規則でも定められておりまして、国、県を、同じような参考にさせていただきまして判断をしてまいりたいということです。

また、このような危険な労務であるというふうに私どもは認識しておりますので、この危険労務に当たる職員に対しては、できるだけ危険労務であるという部分を基にして応えてあげたいというふうに考えております。

以上でございます。

○雨池委員長 塚委員。

○塚委員 できるだけ救済する方向で考えていただきたいと思います。よろしく願います。

○雨池委員長 ほかにございませんか。

嶋村委員。

○嶋村委員 それでは、横山こども課長にお尋ねしたいと思います。

保育所費、それから保育実施委託運営費と認定こども園の費用ということでございますが、新型コロナウイルス感染症対策資機材購入等のところなんです、具体的にどういうものを指しているのか、少し教えてください。

○雨池委員長 横山こども課長。

○横山こども課長 感染症対策の資機材等の具体的なものはどのようなものかという御質問でありましたが、私どもとしましては、子どもたちと接する際に必ずマスクが保育士等は必要でございまして、職員に配るマスクです。それと、職員もそうですし、来庁される、お見えになれる父兄も含めまして、各お部屋に入るときもそうですが、アルコールの消毒液、それとお部屋にある空気清浄機、あるいはオゾン脱臭機が主なものでございます。

それともう一つ、保育所、認定こども園に遊具がございます。大きい遊具ではございませんが、小さい子どもたちが手で持つ遊具、それを除菌する遊具殺菌庫という備品も今回購入するというところで計上されているところでございます。

以上でございます。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 特に保育所の場合、いろんな食品等、滅菌器とか、そういうものは現在は整備されている状況でしたかね。子どもの給食に関わるといいますか、そういう滅菌器というのはあったわけですか。

○雨池委員長 横山こども課長。

○横山こども課長 今の御質問でございますが、給食については、厨房の中にまないたの殺菌庫とか、食器も、洗浄機や乾燥機などもございますので、そこで洗浄した後に消毒といいますか、きれいにしております。

以上でございます。

○雨池委員長 嶋村委員。

○嶋村委員 先ほど空気清浄機と言われたわけでありましてけれども、こういうときでありますので、できるだけ窓の開閉ということなんです、その辺の効果はどうかなと思うわけでありまして、ないよりはましなのかなというわけですが、その辺の効果はどういうふうに見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○雨池委員長 横山こども課長。

○横山こども課長 季節柄のこともございます。天候のこともございますし、それぞれの施設のお部屋の大きさであったり遊戯室であったり、ちょっとしたプレイルームであったり、そういう大きさもございますし、特に未満児の場合は小さいお部屋でございます。そういう場合であると、やはり空気清浄機というものとお部屋の開閉、それを相互に取り入れながら運用していきたいと、そういうふうに考えています。

以上でございます。

○雨池委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○雨池委員長 ないようでありますので、付託案件に対する質疑を終結いたします。

これより、付託案件を採決いたします。

ただいま議題となっております議案第28号、議案第29号及び報告第2号を一括して採決いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○雨池委員長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第28号 砺波市税条例の一部改正について、議案第29号

砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて所管部分、以上、案件2件及び報告1件については、原案のとおり可決または承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○雨池委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決または承認することに決しました。

以上で総務文教常任委員会の審査を終了いたします。

○雨池委員長 お諮りいたします。本委員会の審査経過と結果報告の作成については、委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○雨池委員長 御異議がないようですから、そのように決定させていただきます。

以上で総務文教常任委員会を閉会いたします。

市長をはじめ当局の皆さん、御苦労さまでした。

午後 4時33分 閉会

砺波市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

砺波市議会総務文教常任委員会

委員 長 雨 池 弘 之